



# ANAカード 旅行傷害保険のご案内

## CONTENTS

1. 海外旅行保険	1
2. 国内旅行傷害保険（航空機搭乗中のみ）	1
3. 保険金ご請求手続きのご案内	2
4. 海外旅行保険の担保内容	3
5. 国内旅行傷害保険の担保内容	9
6. 海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内	11
7. 重複保険に関するご案内	13



※本案内に記載の内容は、2008年4月現在のものです。  
内容は予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。

## ANAカード 旅行傷害保険

ANAカードには、会員の皆様に安心してご旅行いただくために「旅行傷害保険」が自動的に付保されています。本保険は、旅行回数、航空会社を問わず、またANAカードで航空券を購入されなくても適用になります。保険適用は、ANAカード入会日(入会審査終了日)の翌日以降にご出発になる国内旅行または海外旅行から開始され、保険責任期間はカード会員資格期間に一致し、その間は自動継続となります。

対象カード	(1)一般・学生カード (2)ワイド・スーパーフライヤーズカード
被保険者	(1)一般・学生会員の本会員と家族会員 (2)ワイド・スーパーフライヤーズの本会員と家族会員 (法人会員の場合は、カード使用者として名義を登録された方となります)

### 1. 海外旅行保険

海外にお出かけの会員の方に、以下の通りの海外旅行保険が付帯されています。

\* 保険の対象期間(これを責任期間といいます。)、は、会員資格が有効である期間中に開始した旅行期間(日本出国日の前日の午前0時から入国日の翌日の午後12時までとします。)\*となり、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発した時から住居に帰着するまでです。ただし、日本を出国(海外赴任及び一時帰国時の日本出国も含みます。)\*されてから90日間を限度とします。

#### ◆補償内容及び保険金額

担保項目	保険金額	
	一般・学生会員	ワイド・スーパーフライヤーズ会員
傷害による死亡(*1)	1,000万円	5,000万円
傷害による後遺障害(*1)	30~1,000万円	150~5,000万円
傷害・疾病治療費用 (一事故または一疾病の限度額)	無	150万円
賠償責任(一事故の限度額)	無	2,000万円
携行品損害 (一旅行かつ年間の限度額)	無	50万円(*2)
救済者費用(年間の限度額)	100万円	100万円

(\*1) 疾病が原因のものは担保されませんのでご注意ください。

(\*2) 盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円が一旅行中かつ年間の限度額となります。

### 2. 国内旅行傷害保険(航空機搭乗中のみ)

日本国内線において、乗客として航空機ご利用中にケガを被った場合に補償される以下の通りの国内旅行傷害保険が付帯されています。航空機ご利用中には、航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間も含みます。

\* 海外旅行途上に、日本の国内線をご利用される場合は、海外旅行期間中として海外旅行傷害保険が適用されます。(重複して国内旅行傷害保険の保険金が支払われることはありません。)

#### ◆補償内容及び保険金額

担保項目	保険金額	
	一般・学生会員	ワイド・スーパーフライヤーズ会員
傷害による死亡(*1)	1,000万円	5,000万円
傷害による後遺障害(*1)	30~1,000万円	150~5,000万円
傷害入院日額(最高180日)	無	1万円
手術/1回	無	手術の種類に応じて 1万円×倍率
傷害通院日額(最高90日)	無	2,000円

(\*1) 疾病が原因のものは担保されませんのでご注意ください。

### 3. 保険金ご請求手続きのご案内

#### (1) 事故の通知

旅行中に万が一事故にあわれた場合には、事故の日から30日以内に東京海上日動へ事故の概要をご通知下さい。

#### (2) 万が一事故にあわれた場合のご連絡先

##### ① 海外旅行保険の場合

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス部 海外旅行保険損害サービス課

TEL: 03(5299)2900 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

##### ② 国内旅行傷害保険の場合

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス部 傷害保険損害サービス第2課

TEL: 03(3285)1961 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

#### (3) 保険金のご請求に必要な書類

ご請求になる保険金の種類	海外国内共通		海外旅行					国内旅行		
	傷害	後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任	携行品損害	救済者費用	入院保険金	手術保険金	通院保険金
	死亡	後遺障害	治療費用	治療費用	対人	対物	費用	入院	手術	通院
必要書類	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ANAカードのコピー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国日及びご本人様のお名前を確認できる書類(海外旅行の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故証明書※(公の機関発行のもの、やむを得ないときは第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書	○	*1	○	*2	*2			○	○	○
治療費用の明細書及び領収書※			○	○						
示談書または念書※					○	○				
第三者の損害を証明する書類※					○	○				
損害物件の修理見積書または修理領収書※						○	○			
損害物件の写真※							○			
購入時の価格・購入先を示す書類※							○	*3		
救済者費用の明細書及び領収書※								○		
3日ないし7日以上入院証明書								○		
死亡診断書または死体検案書	○									
被保険者の除籍済の戸籍謄本及び全ての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明※	○									
その他必要と認められる関係書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

☐ 一般・学生カード

☑ ワイド・スーパーフライヤーズカード

\*については本紙(オリジナル)をご提出ください。

\*1 日本の医師が発行したもの。

\*2 治療費が10万円を超える場合にはご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であってもご提出をお願いする場合がございますのであらかじめご了承ください。

\*3 盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等のご提出を求め、これが困難な場合には保険金をお支払いできない場合がございます。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)から90日間を限度とします。

### 傷害

担保項目	傷 害		
	死 亡	後遺障害	治療費用
S F C ワイド・	5,000万円	程度により150万円～5,000万円	1事故150万円限度
学生一般	1,000万円	程度により30万円～1,000万円	×
保険金をお支払いする場合	被保険者が、責任期間中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	被保険者が、責任期間中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	被保険者が、責任期間中の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。
お支払いする保険金	死亡保険金額の全額(注)を、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、後遺障害保険金をお支払いしている場合には、死亡保険金額からすでにお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1回のケガにつき、bについては5万円を限度に、またaとb合計で20万円を限度とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。
保険金をお支払いできない主な場合	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じたケガ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者や保険金受取人の故意。</li> <li>・けんか、自殺、犯罪行為。</li> <li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。</li> <li>・無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転。</li> <li>・脳疾患、心神喪失。</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。</li> <li>・山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトララ)</li> <li>・自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、行(いずれもそのための練習を含みます。))または試運転(性能試験を目的は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間について)</li> <li>・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダー)</li> </ul> <p>②他覚症状のないむちうち症、腰痛。</p> <p>③責任期間開始前または責任期間終了後に発生したケガ。</p>		

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通

保険約款および特約条項に基づきます。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

### 疾病・賠償責任

担保項目	疾病 治療費用	賠償責任
SFC ワイルド・一般・学生	1疾病150万円限度	1事故2,000万円限度
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者が</p> <p>①責任期間開始後に発病した病気がももて責任期間終了の72時間後までに医師の治療を受けられた場合。(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。)</p> <p>②責任期間中に感染した特定の伝染病(注)がももて責任期間終了の30日後までに医師の治療を受けられた場合。</p> <p>(注)特定の伝染病とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。</p>	<p>被保険者が、責任期間中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(注)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p> <p>(注)以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品</li> <li>・ホテルの客室及び客室内の動産(セイフティボックスのキー及びブルームキーを含みます。)</li> <li>・住居等居住施設内の部屋及び部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。)</li> </ul>
お支払いする保険金	<p>初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。</p> <p>①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。)</p> <p>②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費。</p> <p>③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし1回の疾病につき、bについては5万円を限度に、またaとb合計で20万円を限度とします。</p> <p>④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。)</p> <p>⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。</p> <p>⑥法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。</p>	<p>一回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用等もお支払いします。</p> <p>(注)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じた疾病。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者や保険金受取人の故意。</li> <li>・けんか、自殺、犯罪行為。</li> <li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。</li> </ul> <p>②他覚症状のないむちうち症、腰痛。</p> <p>③妊娠、出産、早産、流産、及びこれらが原因の疾病。</p> <p>④山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。</p> <p>⑤歯科疾病。</p> <p>⑥責任期間開始前または責任期間終了後に発病した病気。</p>	<p>例えば、</p> <p>①次のような原因により生じた損害。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者や保険金受取人の故意。</li> <li>・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。</li> </ul> <p>②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の親族に対する損害賠償責任。</li> <li>・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の賠償責任)。</li> <li>・航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。))の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。</li> <li>・被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。</li> </ul> <p>イ ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキー及びブルームキーを含みます。))に与えた損害。</p> <p>ロ 住居等の居住施設内の部屋及び部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。</p> <p>ハ 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。</li> </ul>

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)から90日間を限度とします。

## 4. 海外旅行保険の担保内容

### 携行品損害・救援者費用

担保項目	携行品損害	救援者費用									
SFC ワイド・ 学生一般	1旅行かつ年間累計額50万円限度(※1)	年間累計額100万円限度									
一般	×	年間累計額100万円限度									
保険金をお支払いする場合	責任期間中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など※2)が盗難・破損・火災などの偶発な事故にあって損害を受けた場合。	被保険者が責任期間中に ①事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または、3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(注)。 ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認出来ない場合(ただし、被保険者の無事の確認が出来た後に発生した費用は対象になりません。)、または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 (注)旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。									
お支払いする保険金	携行品1つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額(注)を支払います。 (注)修理費、または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む。)をいいます。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③現地および現地までの行程における救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者1名につき14日分まで)。 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用(100万円まで)。 上記②から④の費用は以下が限度額となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>②の交通費、③の客室料</th> <th>④の諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日から6日までの入院の場合</td> <td>救援者1名分</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>7日以上入院の場合</td> <td>救援者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>		②の交通費、③の客室料	④の諸雑費	3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円	7日以上入院の場合	救援者3名分	20万円
	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費									
3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円									
7日以上入院の場合	救援者3名分	20万円									
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。)、放射線照射、放射能汚染。 ・すり傷、かき傷または塗料の剥れ等単なる外観の損傷で携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ・携行品※2の瑕疵(かし)または自然消耗、さび、変色、虫喰い。 ・携行品の置き忘れまたは紛失。★置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ・偶発な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故又は機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ・差し押え、破壊等の公権力の行使。(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ②山岳登山、ハンググライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動等を行っている間に生じた損害。 ③サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具。 ④他人から借りたり、預かったりしたもの。	例えば、次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます。) ・放射線照射、放射能汚染。 ・けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為を行うこと。 ・他覚症状のないむちうち症、腰痛による入院。 ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院。 ・歯科疾病による入院。 ・無免許、酒酔、麻薬等使用しての運転中に生じた事故による入院。									

※1盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害につきましては、30万円が1旅行中かつ年  
※2携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内(一戸建住宅の場合は当  
次のものは身の回り品に含まれません。現金、小切手、切手、クレジットカード、定期券、預貯金証書、  
の付属品、サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具、等。

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発して  
から、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前  
0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国  
した日(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)から90日間を限度とします。

間の限度額となります。  
該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるものおよび別送品を除きます。また、  
帳簿類、設計書、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物植、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれら

## 5. 国内旅行傷害保険の担保内容

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

### 傷害

担保項目	傷 害				
	死 亡	後遺障害	入院保険金	手術保険金	通院保険金
S F C ワイド・	5,000万円	程度により 150万円～5,000万円	1日につき10,000円	種類により 10万円～40万円	1日につき2,000円
学生一般・	1,000万円	程度により 30万円～1,000万円	×	×	×
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者が航空機に乗客として搭乗している間に、日本国内において傷害を</p> <p>I. 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間。ただし、空機に搭乗する場合に限りです。</p> <p>II. 搭乗している航空機が不時着した場合において、次のいずれかの場合</p> <p>a. 被保険者が引続き目的地に赴くときは、目的地に到達するまでの間。</p> <p>b. 被保険者が出発地へ戻るときは、出発地に到着するまでの間。</p> <p>被保険者が乗客として搭乗している航空機（日本国を出発して日本国に帰常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機に対する第三本国外に出た場合においても被保険者が被った傷害に対して保険金を支</p>		<p>被ったとき、「航空機に乗客として搭乗している間」には次に掲げるものを含みます。</p> <p>被保険者が乗客として定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運航する航</p> <p>で、かつ定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗している間。</p> <p>着する予定の航空機をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が通者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日</p> <p>払います。</p>		
お支払いする保険金	<p>上記「保険金をお支払する場合」のI～IIにより被ったケガが原因で事故障害保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡した場合。 ②後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じて上記「保険金をお支払する場合」のI～IIにより被ったケガが原因で平常日を含めて180日以内に下記③・④の場合、③入院保険金、④手術保険金</p> <p>③入院した場合。但し、事故の日から180日を限度とします。④入院保険金の10倍・20倍または40倍をお支払します。)(1事故につき1回が限度となり上記「保険金をお支払する場合」のI～IIにより被ったケガが原因で平常日を含めて180日以内に下記⑤の場合、⑤通院保険金をお支払いします。</p> <p>⑤通院した場合。但し、事故の日から180日以内の通院で、その通院日</p>		<p>の日からその日を含めて180日以内に下記①・②の場合、①死亡保険金、②後遺</p> <p>死亡保険金の3～100%をお支払いします。)</p> <p>の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその</p> <p>をお支払いします。</p> <p>金をお支払いする場合で手術を受けた時(手術の種類に応じて入金保険金日額</p> <p>ます。)</p> <p>の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその</p> <p>数に対して90日を限度とします。</p>		
保険金をお支払いできない主な場合	<p>例えば次のような原因によって生じたケガ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者や保険金受取人の故意。</li> <li>被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。</li> <li>戦争、その他の変乱(テロ行為は除きます)、放射線照射、放射能汚染、</li> <li>他覚症状のないむちうち、腰痛。</li> <li>被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。</li> <li>被保険者の無免許、無資格、酒酔い、麻薬等使用中の運転。</li> <li>妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他医療処置。(保険金が支払</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。</li> <li>危険なスポーツ活動中の事故。(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケ</li> <li>ハンングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その</li> <li>被保険者が自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等によ</li> </ul>		<p>原子力核反応。</p> <p>われるケガを治療する場合を除きます。)</p> <p>ル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、</p> <p>他これらに類する危険な運動をいいます。)</p> <p>る競技・練習・試運転中の事故。</p>		

\*上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食物中毒を

含みます。

## 6. 海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内

☆ワイド会員・スーパーフライヤーズ会員の皆様にご利用いただけるサービスです。

### (1) サービスの内容

**海外総合サポートデスクが、全世界からのお電話を  
24時間・年中無休体制でお受けいたします。**

海外旅行中にケガをされたりご病気になられた場合、または盗難などの様々なトラブルに遭われた場合等、お困りの場合には東京海上日動「海外総合サポートデスク」へお電話下さい。専任のスタッフが、日本語で各種ご相談に応じます。

- ①最寄の病院のご案内・ご紹介  
東京海上日動の提携医療機関をはじめ、お客様がご滞在の地域の医療機関をご案内いたします。
- ②病人・ケガ人の移送の手配  
移送・転院の為に必要な交通機関を、ご容体・交通事情等に応じて手配いたします。
- ③救援者に関する各種サービス  
救援者の渡航手続・ホテルの手配等のお手伝いをいたします。
- ④保険金ご請求方法に関する各種相談  
ご請求手続に関する一般的な事柄についてご説明いたします。  
(注：保険金お支払可否につきましてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい)

### (2) サービスご利用にあたっての注意事項

- ①海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、カード会員の資格確認のためにカード番号をお伺いし、また日本ご出国日を確認するためパスポートのコピーをファックスにてお送り頂きます。ご提供頂く情報に不足がある場合には、本サービスをご利用いただけませんので予めご了承下さい。
- ②カード会員の資格の確認は、日本時間の平日9時から17時までの対応となります。サービスのご提供については資格確認後になりますことから、サービスのご提供にはお時間を頂戴する事があります。
- ③サービスのご提供は、ANAカード付帯の海外旅行保険で保険金をお支払できる場合に限られます。
- ④ANAカード付帯の海外旅行保険でお支払の対象とならない費用、または同保険の保険金額を超過する部分については、お客様の自己負担となります。
- ⑤地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。

### (3) サービスのご利用方法

右記連絡先にお電話下さい。受付は東京で集中して行っております。なお、お電話頂く際には、①ANAカード会員であること、②カード番号、③緊急事態の詳細(傷害・疾病の状況、原因及び所在地、その他担当者様が求める情報)をご説明下さい。

☆右記フリーダイヤルが通じない場合(右記以外の国・地域の場合、携帯電話からの場合、公衆電話からの場合)は、コレクトコールにて(81)-3-5299-2810へご連絡下さい。

滞 在 地		連絡先	
北米	アメリカ合衆国(アラスカを除く)	1-800-446-5571	
	カナダ	1-800-665-6779	
	バミューダー諸島	1-800-623-0164	
	ハワイ	1-800-446-5571	
中南米	チリ	1230-020-2474	
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166	
	イギリス	0800-028-6560	
	イタリア	800-8-70715	
	オーストリア	0800-281-284	
	オランダ	0800-022-5777	
	ギリシャ	00-800-8113-0008	
	スイス	0800-55-5692	
	スウェーデン	020-791-027	
	スペイン	9009981-64	
	デンマーク	8001-0516	
	ドイツ	0800-1-81-1391	
	ノルウェー	800-13179	
	ハンガリー	06-800-11886	
	フィンランド	0800-1-181-33	
	フランス	0800-909634	
	ベルギー	0800-1-8115	
	ポルトガル	800-8-81-127	
	ルクセンブルク	8002-2863	
	ロシア	810-800-20041081	
アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	
	イスラエル	1-800-947-8001	
	インドネシア	001-803-81-0154	
	韓国	00798-81-1-0068	
	シンガポール	800-811-0423	
	タイ	001-800-811-0215	
	台湾	0080-181-2233	
	中国	①山西省、河南省、山東省以北 (北京、天津、大連等) ②上記以外(上海、広州、南京等)	10800-811-2228 10800-281-2228
	トルコ	00-800-8191-9166	
	フィリピン	1-800-1-811-0177	
オセアニア	香港	800-96-6933	
	マカオ	0800-449	
	マレーシア	1800-80-3072	
	オーストラリア	1-800-146-401	
	グアム	1-888-841-7905	
アフリカ	サイパン	1-866-666-5127	
	ニュージーランド	0800-44-8461	
アフリカ	全域がコレクトコールになります。		

- フリーダイヤルの場合は、電話機の種類によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認下さい。
- 電話番号については最新のものを掲載しておりますが、万一変更されている場合や電話が通じない場合にはコレクトコールで(81)-3-5299-2810へご連絡下さい。
- 東京海上日動・海外総合サポートデスクは東京海上日動グループのインターナショナルアシスタンス社との提携により実施しております。

### 通常のコレクトコールのかけ方

その国の国際電話局のオペレーターに日本の(81)-3-5299-2810「海外総合サポートデスク」へのコレクトコールを申し込んで下さい。この場合、日本語は通じませんので、現地語または英語で申し込む必要があります。

## 7. 重複保険に関するご案内

ANAカードの他に、同種の保険が付帯された他のクレジットカードをお持ちの場合、または他の任意の保険にご加入の場合は、以下の規定により保険金をお支払いします。(下記は一般的なカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細は各カード会社ならびに各引受保険会社にご確認下さい。)

		海外旅行保険		
保険の種類	他の保険の種類	他の個人カード※付帯保険	他の法人カード※付帯保険	任意加入の海外旅行保険
	ANAカードの種類			
傷害死亡 後遺障害	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	
	法人カード	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
その他の補償項目	個人カード	傷害死亡・後遺障害以外の各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険金額の合計を限度額として、その範囲内で実際の損害額をお支払いします。		
	法人カード			

		国内旅行傷害保険		
保険の種類	他の保険の種類	他の個人カード※付帯保険	他の法人カード※付帯保険	任意加入の国内旅行保険
	ANAカードの種類			
傷害死亡 後遺障害	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	各保険のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	
	法人カード			
その他の補償項目	個人カード	複数のカード付帯保険の内、最も高い保険金額が、お受取金額の上限となります。	傷害入院・通院日額は各保険の保険金額の合計がお受け取り保険金額となります。	
	法人カード			

※：ANAカードの複数所持も含まれます。

### <重要&お願い>

保険のご請求に関しては、旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意の保険にご加入の場合、必ずその旨を保険金請求書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

### 本保険の内容に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社  
航空保険部 営業第2課

TEL 03 (3285) 1731 FAX 03 (5223) 3034

(受付時間 9:00~12:00/13:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)